

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成22年10月14日(2010.10.14)

【公開番号】特開2009-62475(P2009-62475A)

【公開日】平成21年3月26日(2009.3.26)

【年通号数】公開・登録公報2009-012

【出願番号】特願2007-232485(P2007-232485)

【国際特許分類】

C 09 B 67/50 (2006.01)

G 03 G 5/06 (2006.01)

C 09 B 47/04 (2006.01)

C 09 B 67/12 (2006.01)

【F I】

C 09 B 67/50 Z

G 03 G 5/06 3 7 1

C 09 B 47/04

C 09 B 67/12

【手続補正書】

【提出日】平成22年8月26日(2010.8.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

(V型ヒドロキシガリウムフタロシアニン結晶)

本実施形態のV型ヒドロキシガリウムフタロシアニン結晶は、分光吸収スペクトルの極大ピークが790 nm以上809 nm以下の波長範囲にあることを特徴とする。

また、本実施形態のV型ヒドロキシガリウムフタロシアニン結晶は、分光吸収スペクトルの極大ピークが791 nm以上805 nm以下の波長範囲にあることが好ましい。

本実施形態のV型ヒドロキシガリウムフタロシアニン結晶は、電荷発生材料として好適である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

また、本実施形態のV型ヒドロキシガリウムフタロシアニン結晶は、極大ピークが790 nm以上809 nm以下の波長範囲にあるピークが、600 nm以上900 nm以下の範囲において、1番目又は2番目に大きいピークであることが好ましく、2番目に大きいピークであることがより好ましい。